

第百五十六回国 参議院 内閣委員会 會議録 第十五号

平成十五年七月一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月二十六日

辞任

岡崎トミ子君

補欠選任

和田ひろ子君

六月二十七日

委員筆坂秀世君は議員を辞職した。

同日

辞任

和田ひろ子君

補欠選任

岡崎トミ子君

出席者は左のとおり。

委員長

小川 敏夫君

理事

阿部 正俊君

亀井 郁夫君

森下 博之君

長谷川 清君

吉川 春子君

委員

阿南 一成君

岡田 広君

竹山 裕君

野沢 太三君

岡崎トミ子君

川橋 幸子君

松井 孝治君

白浜 一良君

山口那津男君

黒岩 宇洋君

衆議院議員

発議者

中山 太郎君

荒井 広幸君

西川 京子君

福島 豊君

井上 喜一君

肥田美代子君

近藤 基彦君

逢沢 一郎君

事務局長

常任委員会専門員

嶋谷 潤君

本日の會議に付した案件

○少子化社会対策基本法案(衆議院提出)

○委員長(小川敏夫君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

少子化社会対策基本法案を議題といたします。まず、発議者衆議院議員中山太郎君から趣旨説明を聴取いたします。中山太郎君。

○衆議院議員(中山太郎君) ただいま議題となりました少子化社会対策基本法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加と相まって、我が国の人口構造に大きなひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらすものであります。我々は、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面しているのです。

しかしながら、我々とはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れております。少子化は社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するために、長期的な展望に立った不断の努力の積み重ね

が不可欠で、極めて長い時間を要するものであり、急速な少子化という現実を前にして、我々に残された時間は極めて少ないのであります。

こうした事態に直面をして、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子供を安心して生み育てることができ、環境を整備し、子供がひとしく心身ともに健やかに育ち、子供を生み育てる者が真に誇りと喜びを感じることで、社会を実現し、少子化の進展に歯止めを掛けることが、今、強く求められております。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我々に課せられた喫緊の課題であります。

少子化社会対策基本法案は、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としております。この法律案は、二十一世紀の日本の社会を決定する大きなかぎとなる意義を持つものと考えております。

次に、この法律案の主な内容について御説明を申し上げます。

第一に、少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成と相まって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子供を安心して生み育てることができ、環境を整備することを旨として講ぜられなければならないこと等を旨とする基本理念を定めることとしております。

第二に、国は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとするとともに、地方公共

団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとしております。あわせて、事業主及び国民の責務について定めることとしております。

第三に、国及び地方公共団体は、子供を生み育てる者の雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備、母子保健医療体制の充実等のための施策、子供を生み育てる者の経済的負担の軽減を図るための措置等を講ずるものとする。こととしております。

第四に、内閣府に、特別の機関として、少子化に対処するための施策の大綱案の作成、関係行政機関相互の調整等の事務をつかさどる少子化社会対策会議を置き、内閣総理大臣をもってその会長に充てることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○委員長(小川敏夫君) 次に、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員逢沢一郎君から説明を聴取いたします。逢沢一郎君。

○衆議院議員(逢沢一郎君) ただいま議題となりました少子化社会対策基本法案に対する衆議院における修正部分につきまして、その内容を御説明申し上げます。

第一に、法案前文において、「結婚や出産は個人の決定に基づくものである」ことを明記すること。

第二に、施策の対象である「子どもを生み育てる者」を「子どもを生み、育てる者」に改めること。

第三に、その他所要の整理を行うこと。以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(小川敏夫君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

六月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第二三三六号)第二四六六号(第二四九七号)(第二五五二号)(第二六八五号)(第二六八六号)(第二六八七号)(第二六八八号)(第二六八九号)(第二六九〇号)(第二六九一号)(第二六九二号)(第二六九三号)(第二六九四号)(第二六九五号)(第二七二三号)(第二七二四号)(第二七二五号)(第二七二六号)(第二七二七号)(第二七二八号)(第二七二九号)(第二七八一六号)(第二七八一七号)(第二八五一号)(第二八五二号)(第二八七五号)(第二八七六号)(第二八七七号)(第二八七八号)(第二九二二号)

第二三三六号 平成十五年五月三十日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 山梨県甲府市相生一ノ二ノ二四

山口篤子 外百三十名  
紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二四六六号 平成十五年六月三日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 川崎市幸区戸手三ノ一ノ一九池

田純夫 外百十四名  
紹介議員 高野 博師君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二四九七号 平成十五年六月三日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 仙台市太白区鹿野二ノ一九ノ五

織田陽介 外百二十九名  
紹介議員 中島 章夫君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二五五二号 平成十五年六月四日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 さいたま市三橋二ノ二ノ三 藤

田美佐子 外二百九名  
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二六八五号 平成十五年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 横浜市鶴見区市場上町九ノ九 奈

切巖 外百名  
紹介議員 和田ひろ子君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二六八六号 平成十五年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道上磯郡上磯町東浜二ノ一二

久保洋子 外九十五名

紹介議員 佐藤 泰介君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二六八七号 平成十五年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道深川市文光町一四ノ五 佐

藤啓子 外百二名  
紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二六八八号 平成十五年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道室蘭市高砂町一ノ二八ノ

一 中塚早苗 外九十八名  
紹介議員 伊藤 基隆君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二六八九号 平成十五年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道深川市納内町二ノ一四ノ

三 橋本さち子 外九十六名  
紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二六九〇号 平成十五年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道山越郡長万部町字静狩八四

ノ二 野崎正子 外九十六名  
紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二六九一号 平成十五年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 名古屋市中村区稲上町三ノ五〇ノ

二 伊藤登美子 外百四名  
紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二六九二号 平成十五年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道岩見沢市有明町中央三ノ

一 峠智彦 外九十五名  
紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二六九三号 平成十五年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 札幌市厚別区厚別北四条五ノ七ノ

一八 中野久美子 外百三名  
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二六九四号 平成十五年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道旭川市神居二条一九ノ七

九 山村恵美 外百六名  
紹介議員 高橋紀世子君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二六九五号 平成十五年六月五日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町伊左座二ノ六  
ノ一二 岡山美津子 外百四名  
紹介議員 中村 敦夫君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二七三三号 平成十五年六月五日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 北海道釧路市若草町二一ノ三二  
一 横地美幸 外百名  
紹介議員 又市 征治君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二七二四号 平成十五年六月五日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 北海道滝川市大町六ノ六ノ四 磯  
谷由美子 外百名  
紹介議員 淵上 貞雄君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二七二五号 平成十五年六月五日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 大阪市住吉区荻田七ノ一二ノ一九  
ノ六〇五 岩本清 外百一名  
紹介議員 辻 泰弘君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二七二六号 平成十五年六月五日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 北海道亀田郡大野町向野二七ノ六  
三 高橋朋子 外九十七名  
紹介議員 谷林 正昭君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。  
第二七二七号 平成十五年六月五日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 青森市富田一ノ三ノ二二 盛慎  
一 外九十六名  
紹介議員 齋藤 勤君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二七二八号 平成十五年六月五日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 兵庫県明石市大久保町福田三五〇  
ノ二 福井京子 外九十八名  
紹介議員 大淵 絹子君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二七二九号 平成十五年六月五日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 北海道江別市大麻東町二九ノ二  
一 吉原貴 外九十九名  
紹介議員 島袋 宗康君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二八一六号 平成十五年六月六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 札幌市東区北九条東四ノ一九ノ二  
二二ノ二〇五 塩田真弓 外百三名  
紹介議員 山下八洲夫君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二八一七号 平成十五年六月六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 川崎市中原区市ノ坪三八五ノ一二  
五 阿部卓也 外百二十二名  
紹介議員 宮本 岳志君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二八五二号 平成十五年六月六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 東京都文京区大塚二ノ三ノ一ノ五  
〇六 永積泰子 外九十八名  
紹介議員 円 より子君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二八五二号 平成十五年六月六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 福岡県中間市垣生六九四 重富洋  
子 外九十九名  
紹介議員 吉川 春子君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二八七五号 平成十五年六月六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 北九州市八幡西区東筑二ノ七ノ  
五 野口千恵子 外九十四名  
紹介議員 築瀬 進君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二八七六号 平成十五年六月六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 北海道旭川市神楽岡三条四丁目  
稲尾育子 外百名  
紹介議員 西山登紀子君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二八七七号 平成十五年六月六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 広島県福山市向陽町一ノ二六ノ一  
〇ノ一〇一 平田弘子 外百二十四名  
紹介議員 緒方 靖夫君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二八七八号 平成十五年六月六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 北海道北見市南仲町一ノ二ノ三  
〇 伊藤一樹 外百名  
紹介議員 神本美恵子君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二九一二号 平成十五年六月六日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願  
請願者 北海道茅部郡森町字尾白内町七七  
五ノ六 白淵洋喜 外百名  
紹介議員 広中和歌子君  
この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

六月十六日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第二九二〇号)(第二九四六

号(第二九四七号)(第二九九七号)(第二九九八号)(第二九九九号)(第三〇〇〇号)(第三〇〇一号)

一、戦時性的強制被害者問題解決促進法案の成立に関する請願(第三〇八四号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三〇八五号)(第三〇八六号)(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)(第三〇九〇号)(第三〇九一号)(第三〇九二号)(第三〇九三号)(第三〇九四号)(第三〇九五号)(第三〇九六号)(第三〇九七号)(第三〇九八号)(第三〇九九号)(第三一〇〇号)(第三一〇一号)

第二九二〇号 平成十五年六月九日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道函館市日吉町三ノ一七〇一  
七 福井加奈 外百二名  
紹介議員 山本 孝史君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二九四六号 平成十五年六月九日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 千葉県流山市東初石一ノ五二五ノ  
六九 山内真 外百十八名  
紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二九四七号 平成十五年六月九日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

第二九九七号 平成十五年六月九日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道伊達市山下町無番地 荒川 緑 外九十七名  
紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二九九八号 平成十五年六月十日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道江別市上江別東町二九ノ六  
七 酒井里佳 外九十九名  
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第二九九九号 平成十五年六月十日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道富良野市緑町一ノ五一 三  
田仁美 外九十六名  
紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三〇〇〇号 平成十五年六月十日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 大阪府阿倍野区帝塚山一ノ二ノ一  
四 高松牧人 外九十八名  
紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三〇八四号 平成十五年六月十日受理  
戦時性的強制被害者問題解決促進法案の成立に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷四ノ一ノ  
九ノ三〇三 守谷武子 外五名  
紹介議員 高橋紀世子君

「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」が国会において十分に審議され、可決されることを求める。日本政府は従軍慰安婦問題については決着済みとして法的責任を拒否し続けている。しかし、多くの被害者及び被害国政府はこのような態度を受け入れていない。また、国連人権委員会、女子差別撤廃委員会、ILOなど国際機関は、日本政府による個人補償、被害者の名誉回復、次世代への教育などを繰り返し求めている。日本政府が道義的責任を果たすとして始めた「アジア女性基金」も、台湾、韓国では多くの関係者に拒否されたまま、償い金事業は二〇〇二年九月で打ち切られた。中国、北朝鮮の被害者は手掛かりもないまま放置されている。本法案は、これらの問題に回答を与えるものである。従軍慰安婦裁判は次々と敗訴し、病弱なまま高齢に達した被害者の救済と名誉回復のめどは立っていない。侵略戦争によって人間の尊厳と女性の人権を極限まで踏みこじった従軍慰安婦問題を放置することは、法と正義の名において許されないことである。このままでは、アジアや世界において諸国民との信頼を築き、名誉ある地位を占めることを目指す日本国憲法の精神を達成することはできない。

一、「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」を成立させること。

第三〇八五号 平成十五年六月十日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道帯広市西十六条南六ノ二〇  
ノ一四 大澤多喜子 外百一名  
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三〇八六号 平成十五年六月十日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

第三〇八七号 平成十五年六月十日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道勇払郡追分町青葉三ノ四七  
ノ二 鈴木弘子 外百名  
紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三〇八八号 平成十五年六月十日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 神戸市垂水区小束山本町一ノ七ノ  
一ノ一、二二六 道綱里美 外百十九名  
紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三〇八九号 平成十五年六月十日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道函館市港町一ノ一ノ七〇  
七ノ二〇三 山崎志津 外百二名  
紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三〇八九号 平成十五年六月十日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 札幌市北区新川三条六ノ八ノ一  
水谷淳 外九十六名  
紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三二二六号 平成十五年六月十日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道河東郡音更町木野西通一  
ノ一一 山井睦子 外九十七名  
紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三二五九号 平成十五年六月十一日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 東京都豊島区西池袋五ノ一三ノ六  
瓜谷静子 外九十八名  
紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三二四三号 平成十五年六月十一日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市衣笠栄町四ノ五  
成瀬源太郎 外百二名  
紹介議員 直嶋 正行君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三二五八号 平成十五年六月十一日受理  
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 北海道北見市高栄東町四ノ六ノ五  
藤田晶子 外百一名  
紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

六月三十日本委員会に左の案件が付託された。  
一、少子化社会対策基本法案(衆)第五百五十一回国会提出、衆議院継続審査)

少子化社会対策基本法案  
少子化社会対策基本法  
目次  
前文  
第一章 総則(第一条 第九条)  
第二章 基本的施策(第十条 第十七条)  
第三章 少子化社会対策会議(第十八条 第十九条)

附則  
我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人口構造にひずみを生じさせ、二十一世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。

と深くかわかっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じる。このことのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立った的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(施策の基本理念)

第二条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任

を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるところに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の施策の基本理念(次条において「基本理念」という。)のっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができ、社会の実現に資するよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第七条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(雇用環境の整備)

第十条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっていない雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

(保育サービス等の充実)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保

育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療(助産を含む)が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に

対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充

実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第十七条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

第三章 少子化社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第十八条 内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第七条の大綱の案を作成すること。
二 少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

(組織等)

第十九条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

2 内閣府設置法の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「高齢化」を「少子化及び高齢化」に改め、同条第三項第四十三号の次に次の一号を加える。
四十三の二 少子化に対処するための施策の大綱(少子化社会対策基本法(平成十五年法律第 号)第七条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

大綱(少子化社会対策基本法(平成十五年法律第 号)第七条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中

高齢社会対策会議

高齢社会対策基本法

を

少子化社会対策会議

少子化社会対策基本法

に改める。

高齢社会対策会議

高齢社会対策基本法

平成十五年七月四日印刷

平成十五年七月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

B